

青森県報

第三千七百三十二号

平成二十五年
八月十九日
(月曜日)

目次

告示

公告

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一

建設業者の許可の取消し……………(東青地 県民局) ……一

右 同……………(三八地 県民局) ……一
右 同……………(同) ……二

出先機関

土地改良区の管理規程変更の認可……………(上北地 県民局) ……二

告示

青森県告示第六百三十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十五年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

公告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社石井建設
- 二 代表者の氏名 石井 豊
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字江渡一〇五の一九五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一〇〇〇三七号
- 五 取消年月日 平成二十五年八月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年六月十二日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

発起人の住所及び氏名(名称)	八戸市大字市川町字橋向四の二 八戸市大字市川町市川後二	区	市川区域 市川漁業協同 組合の地区	区分	小型定置漁業及 び総トン数十ト ン未満の漁船に より行う漁業
	木村 清吾 木村 義博				

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十五年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 富岡建工株式会社
- 二 代表者の氏名 富岡 猪一郎
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市一番町二丁目三の二三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第七一一七号
- 五 取消年月日 平成二十五年七月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 防水、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十四年三月二十四日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十五年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ファミリー住宅
- 二 代表者の氏名 坂下 禎介
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市類家五丁目二六の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第七三三七号
- 五 取消年月日 平成二十五年七月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十五年六月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、榎林土地改良区の榎林頭首工管理規程の変更を平成二十五年八月八日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十五年八月十九日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

榎林頭首工管理規程の概要

- 一 放流及び取水に関する事項
頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十六日から九月七日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。
- 三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。
- 四 その他施設の管理に關し必要な事項
頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭